

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

☞ 保険金担保に借入れがある時の贈与

生命保険金に関する課税関係は、保険料負担者と保険金受取人との関係、及び死亡か満期かの組み合わせによって、所得税・相続税・贈与税とに分かれる。

生命保険の契約者、保険料の負担者と満期保険金の受取人が異なる場合には支払われた満期保険金は贈与税の課税対象となる。

仮に満期金1000万円の生命保険の契約者と保険料の負担者が夫で、受取人が妻であった場合には、妻が受け取る満期金1000万円は贈与税の対象になるわけだが、もし契約者であり、かつ保険料負担者である夫が、この保険金を担保に保険会社から借り入れをしていた場合には、少し事情が変わってくる。

例えば、借入金の額が300万円であった場合には、生命保険会社から実際に支払われる保険金は700万円ということになる。

そうなると妻が贈与により取得したとみなされる保険金も700万円ということになる。当然、贈与税の対象となるのも、この700万円ということになる。

ちなみに、夫が借り入れた分の300万円は夫の一時所得の収入金額に算入することになる。

死亡保険金は

被保険者と受取人が

誰かによって

課される税金が

違います



契約者 甲さん

被保険者 受取人



→ 相続税



→ 所得税
(一時所得)



→ 贈与税

満期保険金は

受取人が誰かで

(契約者: 甲さん)

違います

被保険者 受取人



→ 所得税
(一時所得)



→ 贈与税

↑
誰でもよい